

4. 路外駐車場設置における注意事項

駐車場法施行令：構造及び設備の基準（技術的基準）

【自動車の出口及び入口（駐車場法施行令第7条）】

1. 自動車の出口及び入口は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。(図1)

(1) 道路交通法第44条に掲げる道路の部分

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
- ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端から、それぞれ前後に10m以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標識柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

(2) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分

(3) 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の道路の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む）

(4) 橋

(5) 幅員が6m未満の道路

(6) 縦断勾配が10%を超える道路

2. 1の規程は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分に設ける路外駐車場であって、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、

国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。(図2)

- (1) 道路交通法第44条第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる道路の部分(同条第1号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。)
- (2) 橋
- (3) 幅員が6メートル未満の道路

3. 国土交通大臣は、2の規定による認定をしようとするときは、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議・意見聴取等行わなければならない。

4. 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りでない。(図3)

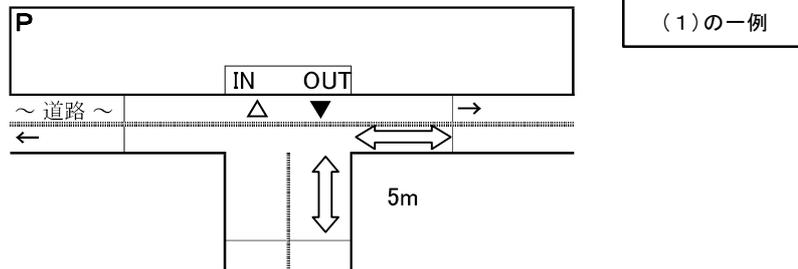
5. 自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000 m²以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない。ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。(図4、図5)

6. 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合において、切取線と車路とのなす角度及び切取線と道路のなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければならない。(図6)

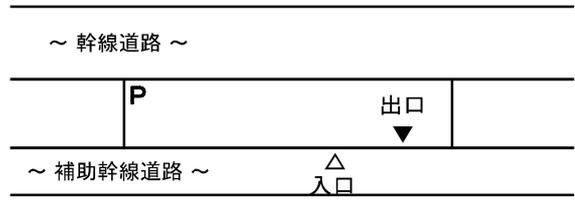
7. 自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m(自動二輪車専用出口の場合は、1.3m)後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。(図7)

8. 4から7までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合には、その出口又は入口については適用しない。

(図2) 【自動車の出口及び入口】2 (7頁)



(図3) 【自動車の出口及び入口】4 (7頁)



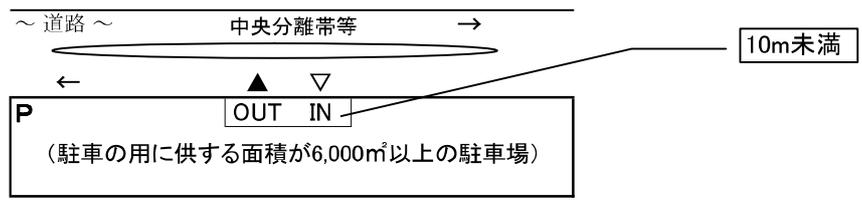
※ 自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設置(原則)

(図4) 【自動車の出口及び入口】5 (7頁)



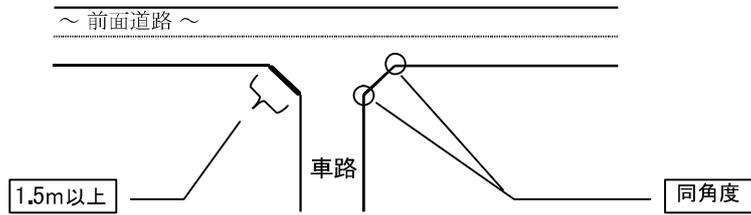
※ 分離かつ間隔は10m以上で設置

(図5) 【自動車の出口及び入口】5 (7頁)

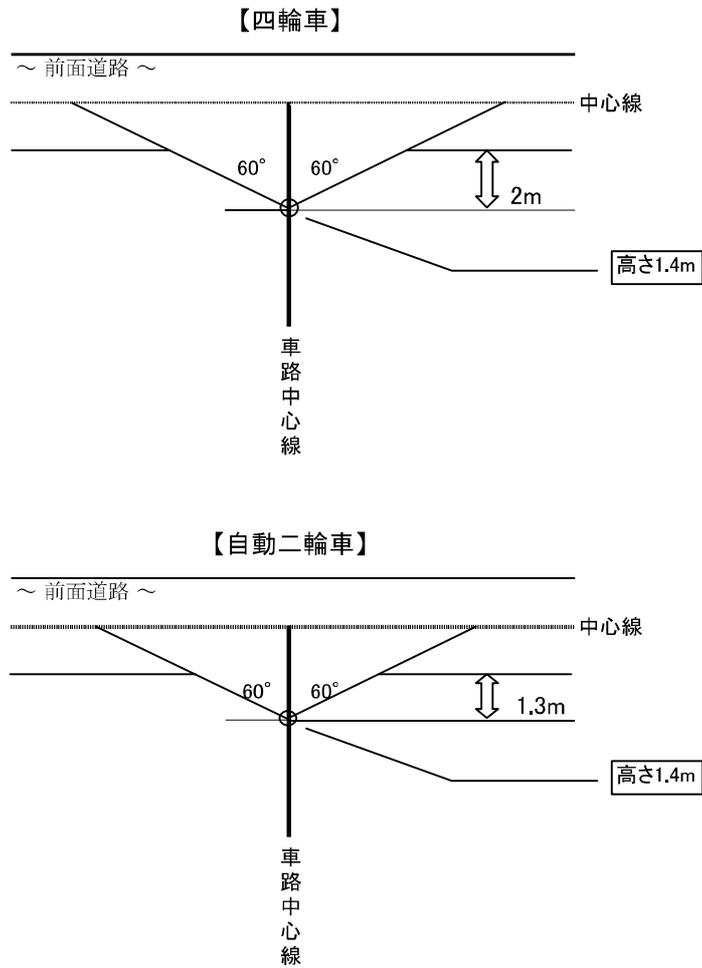


※ 10m未満で可能な例

(図6) 【自動車の出口及び入口】6(7頁)



(図7) 【自動車の出口及び入口】7(7頁)



【車路（駐車場法施行令第8条）】

1. 路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。
2. 自動車の車路の幅員は、5.5m（自動二輪車専用車路の場合は、3.5m）以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあつては、3.5m（自動二輪車専用車路の場合は、2.25m）（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては 2.75m（自動二輪車専用車路の場合は 1.75m））以上とすることができる。
3. 建築物である路外駐車場の自動車の車路の構造は、1、2の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) はり下の高さは、2.3m以上であること。

(2) 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く）は、自動車が 5m（自動二輪車専用車路の場合は、3m）以上の内のり半径で回転できる構造であること。

(3) 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。

(4) 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

【駐車の用に供する部分の高さ（駐車場法施行令第9条）】

1. 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは 2.1m以上でなければならない。

【避難階段（駐車場法施行令第10条）】

1. 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。

【防火区画（駐車場法施行令第 11 条）】

1. 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう）によって区画しなければならない。

【換気装置（駐車場法施行令第 12 条）】

1. 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 1 平方メートルにつき毎時 14 立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 1/10 以上であるものについてはこの限りでない。

【照明装置（駐車場法施行令第 13 条）】

1. 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。
 - (1) 自動車の車路の路面 10 ルックス以上
 - (2) 自動車の駐車のに供する部分の床面 2 ルックス以上

【警報装置（駐車場法施行令第 14 条）】

1. 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

【特殊の装置（駐車場法施行令第 15 条）】

1. この節（構造及び設置の基準）の規定は、特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

駐車場法施行令：駐車料金等

【供用時間等の明示（駐車場法施行令第 17 条）】

1. 路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示すること。